２　前項第四号イ又は第五号イの貸与時本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

一　第十九条第一項第一号イ、第二号、第三号イ若しくは第四号イ又は前条第一項第一号に規定する方法　貸与業者が当該提示を受けた日

二　第十九条第一項第一号ハ、第三号ハ又は前条第一項第三号に規定する方法　貸与業者が当該送信を受けた日

三　第十九条第一項第一号ロ、ニ、ホ若しくはト、第三号ロ、ニ、ホ若しくはト、若しくは第四号ロからニまで又は前条第一項第二号、第四号、第五号若しくは第七号に規定する方法（第十九条第一項第四号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）　貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日

四　第十九条第一項第一号ヘ、第三号ヘ、第四号ホ又は前条第一項第六号に規定する方法　貸与業者が電子証明書を受信した日

五　第十九条第一項第四号ハに規定する方法（同号ハ括弧書に規定する方法を除く。）　貸与業者が登記情報の送信を受けた日

六　第十九条第一項第四号ニに規定する方法（同号ニ括弧書に規定する方法を除く。）　貸与業者が公表事項を確認した日

七　第十九条第五項又は前条第三項に規定する方法　貸与業者が当該照合を行った日

（準用）

第二十四条　第五条及び第七条の規定は、貸与業者が貸与時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第五条第二項	［略］	［略］
	相手方	貸与の相手方
	第三条第一項第一号チ若しくはリ若しくは第二号ヘ又は前条第一項第八号若しくは第九号	第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は第二十条第一項第七号
	本人確認を行う	貸与時本人確認を行う
［略］		

附　則

［削る］

２　前項第四号イ又は第五号イの貸与時本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

一　第十九条第一項第一号イ、第二号、第三号イ若しくは第四号イ又は第二十条第一項第一号に規定する方法　貸与業者が当該提示を受けた日

二　第十九条第一項第一号ハ若しくは二又は第三号ハ若しくはニに規定する方法　貸与業者が当該送信を受けた日

三　第十九条第一項第一号ロ若しくはハ、第三号ロ若しくはハ、若しくは第四号ロ又は第二十条第一項第二号若しくは第三号に規定する方法　貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日

四　第十九条第一項第一号ニ、第三号ニ又は第四号ハに規定する方法　貸与業者が電子証明書を受信した日

［新設］

五　第十九条第五項又は第二十条第三項に規定する方法　貸与業者が当該照合を行った日

（準用）

第二十四条　第五条及び第七条の規定は、貸与業者が貸与時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第五条第二項	［同上］	［同上］
	相手方	貸与の相手方
	本人確認を行う	貸与時本人確認を行う
［同上］		

附　則

第十五条　附則第十三条（前条において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における第二十六条の規定の適用については、同条中「第七条及び第十条第二項（いずれも第十一条第二項、第十二条第一項及び第二項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「附則第十三条第二項（附則第十四条において準用する場合を含む。）」とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する携帯音声通信事業者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年九月三十日までの間、この省令による改正前の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第三条第一項第二号ハに掲げる方法により本人確認を行うことができる。この場合において、旧規則第三条第二項、第五条、第七条、第八条及び第十条の規定による携帯音声通信端末設備等の送付、本人確認書類、本人確認記録の作成方法、本人確認記録の記録事項及び本人確認に用いた書類等の保存については、なお従前の例による。